

# 総務委員会資料

## 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

### 議案第90号

川崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 退職理由別・勤続年数別支給率  
(改正前後の支給率比較・条文比較)

資料2 新旧対照表

令和4年8月30日  
総務企画局

退職理由別・勤続年数別支給率（改正前後の支給率比較）

資料1(1)

勤続年数	普通退職（第3条）			公務外傷病（第4条）			定年・勲褒等（第5条第1項）			公務上死亡等（第5条第2項）		
	改正後（a）	改正前（b）	差（a-b）	改正後（a）	改正前（b）	差（a-b）	改正後（a）	改正前（b）	差（a-b）	改正後（a）	改正前（b）	差（a-b）
1	0.5022	0.67	▲ 0.1678	0.837	0.8	0.037	0.837	0.8	0.037	1.2555	1.2555	0.0
2	1.0044	1.34	▲ 0.3356	1.674	1.6	0.074	1.674	1.6	0.074	2.511	2.511	0.0
3	1.5066	2.01	▲ 0.5034	2.511	2.4	0.111	2.511	2.4	0.111	3.7665	3.7665	0.0
4	2.0088	2.68	▲ 0.6712	3.348	3.2	0.148	3.348	3.2	0.148	5.022	5.022	0.0
5	2.511	3.35	▲ 0.839	4.185	4.0	0.185	4.185	4.0	0.185	6.2775	6.2775	0.0
6	3.0132	4.02	▲ 1.0068	5.022	4.8	0.222	5.022	4.8	0.222	7.533	7.533	0.0
7	3.5154	4.69	▲ 1.1746	5.859	5.6	0.259	5.859	5.6	0.259	8.7885	8.7885	0.0
8	4.0176	5.36	▲ 1.3424	6.696	6.4	0.296	6.696	6.4	0.296	10.044	10.044	0.0
9	4.5198	6.03	▲ 1.5102	7.533	7.2	0.333	7.533	7.2	0.333	11.2995	11.2995	0.0
10	5.022	6.7	▲ 1.678	8.37	8.0	0.37	8.37	8.0	0.37	12.555	12.555	0.0
11	7.43256	7.9879	▲ 0.55534	9.2907	9.1038	0.1869	11.613375	9.5888	2.024575	13.93605	13.7628	0.17325
12	8.16912	9.2758	▲ 1.10668	10.2114	10.2076	0.0038	12.76425	11.1776	1.58665	15.3171	14.9706	0.3465
13	8.90568	10.5637	▲ 1.65802	11.1321	11.3114	▲ 0.1793	13.915125	12.7664	1.148725	16.69815	16.1784	0.51975
14	9.64224	11.8516	▲ 2.20936	12.0528	12.4152	▲ 0.3624	15.066	14.3552	0.7108	18.0792	17.3862	0.693
15	10.3788	13.1395	▲ 2.7607	12.9735	13.519	▲ 0.5455	16.216875	15.944	0.272875	19.46025	18.594	0.86625
16	12.88143	14.4274	▲ 1.54597	14.3127	15.009	▲ 0.6963	17.890875	17.994	▲ 0.103125	20.8413	20.374	0.4673
17	14.08671	15.7153	▲ 1.62859	15.6519	16.499	▲ 0.8471	19.564875	20.044	▲ 0.479125	22.22235	22.154	0.06835
18	15.29199	17.0032	▲ 1.71121	16.9911	17.989	▲ 0.9979	21.238875	22.094	▲ 0.855125	23.6034	23.934	▲ 0.3306
19	16.49727	18.2911	▲ 1.79383	18.3303	19.479	▲ 1.1487	22.912875	24.144	▲ 1.231125	24.98445	25.714	▲ 0.72955
20	19.6695	19.579	0.0905	19.6695	20.969	▲ 1.2995	24.586875	26.194	▲ 1.607125	26.3655	27.494	▲ 1.1285
21	21.3435	21.359	▲ 0.0155	21.3435	22.759	▲ 1.4155	26.260875	28.244	▲ 1.983125	27.74655	29.274	▲ 1.52745
22	23.0175	23.139	▲ 0.1215	23.0175	24.549	▲ 1.5315	27.934875	30.294	▲ 2.359125	29.1276	31.054	▲ 1.9264
23	24.6915	24.919	▲ 0.2275	24.6915	26.339	▲ 1.6475	29.608875	32.344	▲ 2.735125	30.50865	32.834	▲ 2.32535
24	26.3655	26.699	▲ 0.3335	26.3655	28.129	▲ 1.7635	31.282875	34.394	▲ 3.111125	31.8897	34.614	▲ 2.7243
25	28.0395	28.479	▲ 0.4395	28.0395	29.919	▲ 1.8795	33.27075	36.444	▲ 3.17325	33.27075	36.394	▲ 3.12325
26	29.3787	29.759	▲ 0.3803	29.3787	31.299	▲ 1.9203	34.77735	37.924	▲ 3.14665	34.77735	37.884	▲ 3.10665
27	30.7179	31.039	▲ 0.3211	30.7179	32.679	▲ 1.9611	36.28395	39.404	▲ 3.12005	36.28395	39.374	▲ 3.09005
28	32.0571	32.319	▲ 0.2619	32.0571	34.059	▲ 2.0019	37.79055	40.884	▲ 3.09345	37.79055	40.864	▲ 3.07345
29	33.3963	33.599	▲ 0.2027	33.3963	35.439	▲ 2.0427	39.29715	42.364	▲ 3.06685	39.29715	42.354	▲ 3.05685
30	34.7355	34.879	▲ 0.1435	34.7355	36.819	▲ 2.0835	40.80375	43.844	▲ 3.04025	40.80375	43.844	▲ 3.04025
31	35.7399	35.959	▲ 0.2191	35.7399	37.999	▲ 2.2591	42.31035	44.617	▲ 2.30665	42.31035	44.617	▲ 2.30665
32	36.7443	37.039	▲ 0.2947	36.7443	39.179	▲ 2.4347	43.81695	45.39	▲ 1.57305	43.81695	45.39	▲ 1.57305
33	37.7487	38.119	▲ 0.3703	37.7487	40.359	▲ 2.6103	45.32355	46.163	▲ 0.83945	45.32355	46.163	▲ 0.83945
34	38.7531	39.199	▲ 0.4459	38.7531	41.539	▲ 2.7859	46.83015	46.936	▲ 0.10585	46.83015	46.936	▲ 0.10585
35	39.7575	40.279	▲ 0.5215	39.7575	42.719	▲ 2.9615	47.709	47.709	0.0	47.709	47.709	0.0
36	40.7619	41.279	▲ 0.5171	40.7619	43.717	▲ 2.9551						
37	41.7663	42.279	▲ 0.5127	41.7663	44.715	▲ 2.9487						
38	42.7707	43.279	▲ 0.5083	42.7707	45.713	▲ 2.9423						
39	43.7751	44.279	▲ 0.5039	43.7751	46.711	▲ 2.9359						
40	44.7795	45.279	▲ 0.4995	44.7795	47.709	▲ 2.9295						
41	45.7839	46.089	▲ 0.3051	45.7839								
42	46.7883	46.899	▲ 0.1107	46.7883								
43	47.709	47.709	0.0	47.709								

退職理由別・勤続年数別支給率（改正前後の条文比較）

資料1(2)

勤続年数	普通退職				公務外傷病				定年・勤奨等				公務上死亡等										
	改正後		改正前		改正後		改正前		改正後		改正前		改正後		改正前								
	支給率	年数間の差	支給率	年数間の差	支給率	年数間の差	支給率	年数間の差	支給率	年数間の差	支給率	年数間の差	支給率	年数間の差	支給率	年数間の差							
1	0.5022		0.67		0.837		0.8		0.837		0.8		1.2555		1.2555								
2	1.0044		1.34		1.674		1.6		1.674		1.6		2.511		2.511								
3	1.5066		2.01		2.511		2.4		2.511		2.4		3.7665		3.7665								
4	2.0088	第3条第1号 0.5022	2.68	第3条第1号 0.67	3.348	第4条第1号 0.837	3.2	第4条第1号 0.8	3.348	第5条第1項第1号 0.837	3.2	第5条第1項第1号 0.8	5.022	第5条第2項第1号 1.2555	5.022	第5条第2項第1号 1.2555							
5	2.511		3.35		4.185		4.0		4.185		4.0		6.2775		6.2775								
6	3.0132		4.02		5.022		4.8		5.022		4.8		7.533		7.533								
7	3.5154		4.69		5.859		5.6		5.859		5.6		8.7885		8.7885								
8	4.0176		5.36		6.696		6.4		6.696		6.4		10.044		10.044								
9	4.5198		6.03		7.533		7.2		7.533		7.2		11.2995		11.2995								
10	5.022	6.7	8.37	8.0	8.37	8.0	12.555	12.555															
11	7.43256	第3条第2号 2.41056	7.9879	第3条第2号 1.2879	9.2907	第4条第2号 0.9207	9.1038	第4条第2号 1.1038	11.613375	第5条第1項第2号 3.243375	9.5888	第5条第1項第2号 1.5888	13.93605	第5条第2項第2号 1.38105	13.7628	第5条第2項第2号 1.2078							
12	8.16912		9.2758		10.2114		10.2076		11.1776		15.3171		14.9706										
13	8.90568	第3条第3号 0.73656	10.5637		11.1321		11.3114		12.7664		16.69815		16.1784										
14	9.64224		11.8516		12.0528		12.4152		14.3552		18.0792		17.3862										
15	10.3788		13.1395		12.9735		13.519		15.944		19.46025		18.594										
16	12.88143	第3条第4号 2.50263	14.4274		14.3127		15.009		17.890875		17.994		20.8413		20.374								
17	14.08671	第3条第5号 1.20528	15.7153	第4条第3号 1.3392	15.6519	第4条第3号 1.49	16.499	第4条第3号 1.49	19.564875	第5条第1項第4号 1.674	20.044	第5条第1項第3号 2.05	22.22235	第5条第2項第2号 1.38105	22.154	第5条第2項第3号 1.78							
18	15.29199		17.0032		16.9911		17.989		21.238875		22.094		23.6034		23.934								
19	16.49727		18.2911		18.2911		19.479		22.912875		24.144		24.98445		25.714								
20	19.6695	第3条第6号 3.17223	19.579		19.6695		20.969		24.586875		26.194		26.3655		27.494								
21	21.3435	第3条第7号 1.674	21.359		第4条第4号 1.674		21.3435		第4条第4号 1.79		22.759		第4条第4号 1.79		26.260875		第5条第1項第5号 1.987875	28.244	第5条第1項第5号 0.773	27.74655	第5条第2項第4号 0.87885	29.274	第5条第2項第5号 0.773
22	23.0175		23.139				23.0175				24.549				27.934875			30.294		29.1276		31.054	
23	24.6915		24.919	24.6915		26.339	29.608875	32.344		30.50865	32.834												
24	26.3655		26.699	26.3655		28.129	31.282875	34.394		31.8897	34.614												
25	28.0395		28.479	28.0395		29.919	33.27075	36.444		33.27075	36.394												
26	29.3787			29.759		29.3787	31.299	34.77735		37.924	34.77735	37.884											
27	30.7179	第3条第8号 1.3392	31.039	第4条第5号 1.3392	30.7179	第4条第5号 1.38	32.679	第4条第5号 1.38	36.28395	第5条第1項第6号 1.5066	39.404	第5条第1項第4号 1.48	36.28395	第5条第2項第3号 1.5066	39.374	第5条第2項第4号 1.49							
28	32.0571		32.319		32.0571		34.059		37.79055		40.884		37.79055		40.864								
29	33.3963		33.599		33.3963		35.439		39.29715		42.364		39.29715		42.354								
30	34.7355		34.879		34.7355		36.819		40.80375		43.844		40.80375		43.844								
31	35.7399		35.959		35.7399		37.999		42.31035		44.617		42.31035		44.617								
32	36.7443		37.039		36.7443		39.179		43.81695		45.39		43.81695		45.39								
33	37.7487	第3条第5号 1.08	38.119	第4条第6号 1.18	37.7487	第4条第6号 1.18	40.359	第4条第6号 1.18	45.32355	第5条第1項第5号 0.773	46.163	第5条第1項第5号 0.773	45.32355	第5条第2項第5号 0.773	46.163	第5条第2項第5号 0.773							
34	38.7531		39.199		38.7531		41.539		46.83015		46.936		46.83015		46.936								
35	39.7575		40.279		39.7575		42.719		47.709		47.709		47.709		47.709								
36	40.7619	第3条第9号 1.0044	41.279		第4条第6号 1.0044		40.7619		第4条第7号 0.998		43.717		第4条第7号 0.998										
37	41.7663		42.279				41.7663				44.715												
38	42.7707		43.279				42.7707				45.713												
39	43.7751		44.279	43.7751		46.711																	
40	44.7795		45.279	44.7795		47.709																	
41	45.7839		46.089	45.7839																			
42	46.7883	46.899	46.7883																				
43	47.709	第3条第10号 0.9207	47.709	47.709	47.709																		

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号</p>	<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号</p>
<p>(職員の定義)</p>	<p>(職員の定義)</p>
<p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で常時勤務に服することを要する者</p>	<p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で常時勤務に服することを要する者 <u>(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)</u>を</p>
<p>いう。</p>	<p>いう。</p>
<p>(1) 市長事務部局の職員 (2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員 (3) 監査委員の事務を補助する職員 (4) 市議会の職員 (5) 選挙管理委員会の職員 (6) 人事委員会の職員 (7) 教育委員会の職員 (8) 農業委員会の職員 (9) 消防長及び消防職員</p>	<p>(1) 市長事務部局の職員 (2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員 (3) 監査委員の事務を補助する職員 (4) 市議会の職員 (5) 選挙管理委員会の職員 (6) 人事委員会の職員 (7) 教育委員会の職員 (8) 農業委員会の職員 (9) 消防長及び消防職員</p>
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が43年を超えるときは、これを43年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が43年を超えるときは、これを43年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>



改正後	改正前
<p>く勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職した者又は死亡により退職した者（次項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の83.7</u></p> <p>(2) <u>11年</u>の期間については、<u>100分の324.3375</u></p> <p>(3) <u>12年以上15年以下</u>の期間については、1年につき<u>100分の115.0875</u></p> <p>(4) <u>16年以上24年以下</u>の期間については、1年につき<u>100分の167.4</u></p> <p><u>(5) 25年の期間については、100分の198.7875</u></p> <p><u>(6) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の150.66</u></p> <p><u>(7) 35年以上の期間については、1年につき100分の87.885</u></p> <p>2 定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125.55</p> <p>(2) 11年以上<u>25年</u>以下の期間については、1年につき<u>100分の138.105</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下</u>の期間については、1年につき<u>100分の150.66</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の87.885</u></p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条の規定に該当する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同条第1項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）のうち、定年に達する日以後</p>	<p>を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職した者又は死亡により退職した者（次項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の80</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下</u>の期間については、<u>1年につき100分の158.88</u></p> <p>(3) <u>16年以上25年以下</u>の期間については、1年につき<u>100分の205</u></p> <p>(4) <u>26年以上30年以下</u>の期間については、1年につき<u>100分の148</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 31年以上の期間については、1年につき100分の77.3</u></p> <p>2 定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125.55</p> <p>(2) 11年以上<u>15年</u>以下の期間については、1年につき<u>100分の120.78</u></p> <p>(3) <u>16年以上25年以下</u>の期間については、1年につき<u>100分の178</u></p> <p><u>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の149</u></p> <p><u>(5) 31年以上の期間については、1年につき100分の77.3</u></p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条の規定に該当する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同条第1項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）のうち、定年に達する日以後</p>

## 改正後

における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当

## 改正前

における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当

改正後			改正前		
		する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、			する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
<p>(退職後禁錮(こ)以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮(こ)以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職の処分(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用短時間</u></p>			<p>(退職後禁錮(こ)以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮(こ)以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職の処分(以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に対する</p>		

改正後	改正前
<p><u>勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>	<p>免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>
<p>第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>
<p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p>	<p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p>
<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>	<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し <u>再任用職員</u> に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し <u>再任用職員</u> に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

改正後	改正前
く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	の納付を命ずる処分を行うことができる。
6～8 (略) 附 則	6～8 (略) 附 則
1～11 (略) <u>(退職手当の基本額の特例)</u>	1～11 (略)
12 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第12項」と、第4条中「次条」とあるのは「次条又は附則第12項」とする。</u>	<u>(新設)</u>
13 <u>前項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u>	
(1) <u>川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第 号)による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師</u>	
(2) <u>市給与条例第3条に規定する大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。)</u>	
(3) <u>給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として市長が定めるもの</u>	
14 <u>市給与条例附則第33項の規定又はこれに準ずる規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の変更改定に該当しないものとする。</u>	
15 <u>当分の間、第5条第1項の規定に該当する者(法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同項に規定する死亡により退職した者(通勤による死亡により退職した者を除く。))を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第13項各号に掲げる職員以外の者)にあっては60歳とし、同項第1号及び第2</u>	

改正後	改正前
<p>号に掲げる職員にあっては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあっては市長が定める年齢とする。)に達する日」と、同条の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあっては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあっては市長が定める年齢とする。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p> <p>16 当分の間、第5条の規定に該当する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同条第1項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあっては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあっては市長が定める年齢とする。）」と、「15年」とあるのは「10年」とする。</p> <p>17 当分の間、第5条第2項の規定に該当する者であつて、附則第13項各号に掲げる職員以外の者が60歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したとき、同項第1号及び第2号に掲げる職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したとき又は同項第3号に掲げる職員が市長が定める年齢に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したときにおける第5条の3の規定の適用については、同条の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあっては65歳、同項第3号に掲げる職員にあっては市長が定める年齢</p>	

改正後	改正前
<p><u>と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p><u>18 当分の間、第5条第2項の規定に該当する者であつて、附則第13項各号に掲げる職員以外の者が60歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前より後に退職したとき、同項第1号及び第2号に掲げる職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前より後に退職したとき又は同項第3号に掲げる職員が市長が定める年齢に達する日以後における最初の3月31日から1年前より後に退職したときにおける第5条の3の規定の適用については、同条の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>附 則（平成19年3月20日条例第10号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第6条までの規定により計算し</p>	<p>附 則（平成19年3月20日条例第10号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条までの規定により計算し</p>

改正後	改正前			
<p>た退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。この場合において、旧条例第3条から第5条までの規定の適用については、<u>次に定めるところによる。</u></p>	<p>た退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。この場合において、旧条例第3条から第5条までの規定の適用については、<u>次の表の左欄に掲げる規定中同表</u></p>			
<p><u>(1) 旧条例第3条の適用については、同条中「45年」とあるのは「43年」と、「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第号）による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第3条各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。</u></p>	<p><u>の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p><u>(2) 旧条例第4条第1項の適用については、同項中「40年」とあるのは「43年」と、「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第号）による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第4条各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。</u></p>	<p>第3条</p>	<p>45年</p>	<p>43年</p>	
<p><u>(3) 旧条例第4条第2項の適用については、同項に規定する割合は、その者の勤続期間を次に掲げる期間に区分して、それぞれ次に定める割合とする。</u></p>	<p>第3条第1号</p>	<p>100分の75</p>	<p>100分の67</p>	
<p><u>ア 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の83.7</u></p>	<p>第3条第2号</p>	<p>100分の140</p>	<p>100分の128.79</p>	
<p><u>イ 11年の期間については、100分の306.18</u></p>	<p>第3条第3号</p>	<p>100分の240</p>	<p>100分の178</p>	
<p><u>ウ 12年以上15年以下の期間については、1年につき100分の99.18</u></p>	<p>第3条第4号</p>	<p>100分の160</p>	<p>100分の128</p>	
<p><u>エ 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の135</u></p>	<p>第3条第5号</p>	<p>100分の125</p>	<p>100分の108</p>	
<p><u>オ 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の152</u></p>	<p>第3条第6号</p>	<p>100分の120</p>	<p>100分の100</p>	
<p><u>カ 25年の期間については、100分の184</u></p>	<p>第3条第7号</p>	<p>100分の110.6</p>	<p>100分の81</p>	
<p><u>キ 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の133</u></p>	<p>第4条第1項第1号</p>	<p>100分の100</p>	<p>100分の80</p>	
<p><u>ク 31年以上34年以下の期間については、1年につき100分の241</u></p>	<p>第4条第1項第2号</p>	<p>100分の145</p>	<p>100分の110.38</p>	
<p><u>ケ 35年以上の期間については、1年につき100分の135</u></p>	<p>第4条第1項第3号</p>	<p>100分の195</p>	<p>100分の149</p>	
<p><u>(4) 旧条例第5条第1項の適用については、同項中「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは、「川崎市職員退職手当支給条</u></p>	<p>第4条第1項第4号</p>	<p>100分の245</p>	<p>100分の179</p>	
<p><u>第4条第2項第1号</u></p>	<p>第4条第1項第5号</p>	<p>100分の170</p>	<p>100分の138</p>	
<p><u>第4条第2項第2号</u></p>	<p>第4条第1項第6号</p>	<p>100分の125</p>	<p>100分の118</p>	
<p><u>第4条第2項第3号</u></p>	<p>第4条第1項第7号</p>	<p>100分の105.6</p>	<p>100分の99.8</p>	
<p><u>第4条第2項第4号</u></p>	<p>第4条第2項第1号</p>	<p>100分の115</p>	<p>100分の80</p>	
<p><u>第4条第2項第5号</u></p>	<p>第4条第2項第2号</p>	<p>100分の148</p>	<p>100分の152.18</p>	
<p><u>第4条第2項第6号</u></p>	<p>第4条第2項第3号</p>	<p>100分の223</p>	<p>100分の178</p>	
<p><u>第4条第2項第6号</u></p>	<p>第4条第2項第4号</p>	<p>100分の248</p>	<p>100分の199</p>	
<p><u>第4条第2項第6号</u></p>	<p>第4条第2項第5号</p>	<p>100分の175</p>	<p>100分の139</p>	
<p><u>第4条第2項第6号</u></p>	<p>第4条第2項第6号</p>	<p>100分の161.6</p>	<p>100分の126</p>	

改正後	改正前		
<u>例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第5条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。</u>	第5条第1項第1号	100分の130	100分の80
	第5条第1項第2号	100分の150	100分の158.88
	第5条第1項第3号	100分の250	100分の205
	第5条第1項第4号	100分の180	100分の148
	第5条第1項第5号	100分の95.6	100分の77.3